



## 第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成30年(ワ)第15609号  
期 日 平成30年7月18日午前10時30分  
場所及び公開の有無 東京地方裁判所民事第24部法廷で公開  
裁 判 長 裁 判 官 市 原 義 孝  
裁 判 官 奥 田 大 助  
裁 判 官 佐々木 康 平  
裁 判 所 書 記 官 [REDACTED]  
出頭した当事者等 原告代理人 [REDACTED]  
被告指定代理人 [REDACTED], [REDACTED]  
指 定 期 日 平成30年9月19日午後1時15分  
弁 論 の 要 領 等

### 原 告

- 1 訴状陳述
- 2 準備書面(平成30年7月16日付)陳述

### 被 告

- 1 答弁書陳述
- 2 原告の上記準備書面記載第2の求釈明について、答弁書において原告主張の事実につき、「認否の限りでない」とすることの理由は、違法性を基礎づけるものではないからであり、当該事実については特段争わないという趣旨である。その余は応じる予定はない。

### 裁 判 長

原告に対し、本期日の被告の主張を踏まえ、原告の主張の補充を記載した準

備書面の提出期限を9月12日と指定する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

